

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成29年5月17日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

飯能市税条例等の一部を改正する条例

(飯能市税条例の一部改正)

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第26条第6項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告

書に限る。)

第27条の9第1項中「第26条第4項の申告書」を「第26条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第33条の7第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第33条の9第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。))の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。))」に、「(当該修正申告書)を(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第46条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第47条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3

号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第47条の3の見出し中「あん分」を「按分^{あん}」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第60条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第60条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第60条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（読替規定）

第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第6条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改める。

項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第6条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市

長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

1 1 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第12条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月

1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第72条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当

該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第75条及び第76条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第12条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第26条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第13条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第14条の4の2第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時まで提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。

以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第14条の5第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第14条の5第6項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

（飯能市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中飯能市税条例附則第12条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

第3条を次のように改める。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 飯能市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第12条第1項の表第71条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第1号中「及び」の次に「第3条並びに」を加え、同条第2号中「、第3条」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の7第3項及び第5項並びに第33条の9第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第33条の7第3項又は第33条の9第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第46条第8項及び附則第6条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。以下「改正法」という。))

による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（以下「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第47条の3第2項及び第60条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを飯能市税条例第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、

当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（飯能市税条例第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（<u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第29条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>

号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 省略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたも

5 省略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

のとみなされる場合における当該
確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額
の控除)

第27条の9 所得割の納税義務者
が、第26条第4項に規定する特定
配当等申告書に記載した特定配当等
に係る所得の金額の計算の基礎と
なった特定配当等の額について法第
2章第1節第5款の規定により配当
割額を課された場合又は同条第6項
に規定する特定株式等譲渡所得金額
申告書に記載した特定株式等譲渡所
得金額に係る所得の金額の計算の基
礎となった特定株式等譲渡所得金額
について同節第6款の規定により株
式等譲渡所得割額を課された場合
には、当該配当割額又は当該株式等譲
渡所得割額に5分の3を乗じて得た
金額を、第27条の3及び前3条の
規定を適用した場合の所得割の額か
ら控除する。

2～3 省略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する
義務がある法人は、法第321条の
8第1項、第2項、第4項、第19
項、第22項及び第23項の規定に
よる申告書を、同条第1項、第2項、
第4項、第19項及び第23項の申
告納付にあつてはそれぞれこれらの

(配当割額又は株式等譲渡所得割額
の控除)

第27条の9 所得割の納税義務者
が、第26条第4項の申告書に記載
した特定配当等に係る所得の金額の
計算の基礎となった特定配当等の額
について法第2章第1節第5款の規
定により配当割額を課された場合又
は同条第6項の申告書に記載した特
定株式等譲渡所得金額に係る所得の
金額の計算の基礎となった特定株式
等譲渡所得金額について法第2章第
1節第6款の規定により株式等譲渡
所得割額を課された場合には、当該
配当割額又は当該株式等譲渡所得割
額に5分の3を乗じて得た金額を、
第27条の3及び前3条の規定を適
用した場合の所得割の額から控除す
る。

2～3 省略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する
義務がある法人は、法第321条の
8第1項、第2項、第4項、第19
項、第22項及び第23項の規定に
よる申告書を、同条第1項、第2項、
第4項、第19項及び第23項の申
告納付にあつてはそれぞれこれらの

規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当

規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書が

該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 省略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為

その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 省略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人

により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 省略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 省略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができ

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当

る。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額について

該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

は、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 省略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日

3 省略

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日

(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第46条 省略

2～7 省略

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9～10 省略

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第46条 省略

2～7 省略

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9～10 省略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第47条の2 施行規則第15条の3

第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 省略

2 省略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第47条の3 法第352条の2第5

項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 省略

第47条の2 施行規則第15条の3

第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 省略

2 省略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第47条の3 法第352条の2第5

項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第60条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第60条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第60条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第60条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第60条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第60条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第60条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第60条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31

第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第60条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第60条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災

日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災

共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 省略

(被災住宅用地の申告)

第60条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申

災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 省略

(被災住宅用地の申告)

第60条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29

(1)～(6) 省略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29

条の3第1項の確定申告書を含む。
次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 省略

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～6 省略

7 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

条の3第1項の確定申告書を含む。
次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 省略

(読替規定)

第6条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～6 省略

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3

16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

17 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

4 省略

5 法附則第15条の8第4項の貸家

とする。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

19 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

4 省略

5 法附則第15条の8第4項の貸家

住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該

住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該

耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損

耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損

失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 省略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 省略

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

1 1 法附則第15条の9の2第4項

に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した

年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

(軽自動車税の税率の特例)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 省略

2 省略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

4 省略

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄

第12条 省略

2 省略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

4 省略

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の

賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第7項までの規定
の適用を受ける3輪以上の軽自動車
に該当するかどうかの判断をする
ときは、国土交通大臣の認定等（法
附則第30条の2第1項に規定する
国土交通大臣の認定等をいう。次項
において同じ。）に基づき当該判断を
するものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の

額について不足額があることを第
72条第2項の納期限（納期限の延
長があったときは、その延長された
納期限）後において知った場合にお
いて、当該事実が生じた原因が、国
土交通大臣の認定等の申請をした者
が偽りその他不正の手段（当該申請
をした者に当該申請に必要な情報を
直接又は間接に提供した者の偽りそ
の他不正の手段を含む。）により国土
交通大臣の認定等を受けたことを事
由として国土交通大臣が当該国土交
通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請を
した者又はその一般承継人を賦課期
日現在における当該不足額に係る3
輪以上の軽自動車の所有者とみなし

第12条の2 削除

て、軽自動車税に関する規定（第
75条及び第76条の規定を除く。）
を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合にお
ける納付すべき軽自動車税の額は、
同項の不足額に、これに100分の
10の割合を乗じて計算した金額を
加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合に
おける第12条の規定の適用につい
ては、同条中「納期限（）」とあるの
は、「納期限（附則第12条の2第2
項の規定の適用がないものとした場
合の当該3輪以上の軽自動車の所有
者についての軽自動車税の納期限と
し、当該）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係
る市民税の課税の特例）

第12条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置
法第8条の4第2項に規定する特定
上場株式等の配当等（以下この項に
おいて「特定上場株式等の配当等」
という。）に係る配当所得に係る部分
は、市民税の所得割の納税義務者が
当該特定上場株式等の配当等の支払
を受けるべき年の翌年の4月1日の
属する年度分の市民税について特定
上場株式等の配当等に係る配当所得
につき前項の規定の適用を受けよう
とする旨の記載のある第26条第4

（上場株式等に係る配当所得等に係
る市民税の課税の特例）

第12条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置
法第8条の4第2項に規定する特定
上場株式等の配当等（以下この項に
おいて「特定上場株式等の配当等」
という。）に係る配当所得に係る部分
は、市民税の所得割の納税義務者が
当該特定上場株式等の配当等の支払
を受けるべき年の翌年の4月1日の
属する年度分の市民税について特定
上場株式等の配当等に係る配当所得
につき前項の規定の適用を受けよう
とする旨の記載のある第26条第4

項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土

項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第13条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土

地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)~(2) 省略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)~(2) 省略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4の2 省略

2～3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4の2 省略

2～3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の5 省略

2～3 省略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき

5 省略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の5 省略

2～3 省略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

は、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含

法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前																		
<p>第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>附則第12条第2項から第4項までを削る。</p> <p><u>附則第12条の2を次のように改める。</u></p> <p><u>第12条の2 削除</u></p> <p><u>（飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p>	<p>第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>附則第12条第2項から第4項までを削る。</p> <p><u>（飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p>																		
<p><u>第3条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第6条の表新条例附則第12条第1項の表第71条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</u></p>	<p><u>第3条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「飯能市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</u></p>																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第71条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>第71条第2号ア(ロ)a</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>第71条第2号ア(ハ)b</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>附則第</td> <td>第71条</td> <td>飯能市税条例</td> </tr> </tbody> </table>	第71条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第71条第2号ア(ロ)a	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円	第71条第2号ア(ハ)b	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	附則第	第71条	飯能市税条例
第71条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																	
第71条第2号ア(ロ)a	6,900円	5,500円																	
	10,800円	7,200円																	
第71条第2号ア(ハ)b	3,800円	3,000円																	
	5,000円	4,000円																	
附則第	第71条	飯能市税条例																	

<u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u>		<u>の一部を改正</u> <u>する条例(平成</u> <u>2 6 年条例第</u> <u>2 5 号。以下こ</u> <u>の条において</u> <u>「平成 2 6 年</u> <u>改正条例」とい</u> <u>う。)</u> <u>附則第 6</u> <u>条の規定によ</u> <u>り読み替えて</u> <u>適用される第</u> <u>7 1 条</u>
<u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u> <u>2 号 ア</u> <u>(i) の 項</u>	<u>第 2 号 ア (i)</u>	<u>平成 2 6 年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6 条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第 7 1 条第 2</u> <u>号 ア (i)</u>
	<u>3, 9 0 0 円</u>	<u>3, 1 0 0 円</u>
<u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u> <u>2 号 ア</u> <u>(i) a の 項</u>	<u>第 2 号 ア (i) a</u>	<u>平成 2 6 年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6 条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第 7 1 条第 2</u> <u>号 ア (i) a</u>
	<u>6, 9 0 0 円</u>	<u>5, 5 0 0 円</u>
	<u>1 0, 8 0 0 円</u>	<u>7, 2 0 0 円</u>
<u>附 則 第</u> <u>1 2 条</u> <u>第 1 項</u> <u>の 表 第</u>	<u>第 2 号 ア (i) b</u>	<u>平成 2 6 年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6 条の規定に</u> <u>より読み替え</u>

<u>2号ア</u>		て適用される
<u>(例) bの項</u>		<u>第71条第2号ア(例) b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（飯能市税条例附則第12条の改正規定に限る。）及び附則第3条第1項の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条（飯能市税条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の改正規定を除く。）、第2条、第3条及び第4条並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（飯能市税条例附則第12条の改正規定に限る。）及び第3条並びに附則第3条第1項の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条（飯能市税条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の改正規定を除く。）、第2条及び第4条並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

第七條の二の九中「平成十九年六月一日」を「平成二十六年七月一日」に、「平成十九年商業統計表」を「平成二十六年商業統計表」に改め、欄の額の下に「平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表頭「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表頭「小売業計」の欄の額を控除した額を加える。

第七條の三第三項ただし書中「第十五條の三第三項」を「第十五條の三第三項」に改める。

第八條の二十九第三項中「第二條第十二号の六」を「第二條第十二号の五の二」に、「同条第十二号の六」を「同条第十二号の五の二」に改め、同条第四項中「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第八條の三十二第二項第七号イ中「戸籍抄本」の下に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の四十五に規定する国籍等をいう。次条第六号イ及び第八條の三十四第六号イにおいて同じ。）の記載のある住民票の写し）を加える。

第八條の三十三第六号イ及び第八條の三十四第六号イ中「戸籍抄本」の下に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し」を加える。

第十條の二の四第二項第四号中「控除限度超過額」の下に「（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）を加え、同項第五号中「同条第九項に規定する」を削り、同条第三項第四号中「控除未済外国法人税等額」の下に「（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）を加え、同条に次の一項を加える。

4 政令第四十八條の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一條の八第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第四十八條の十三第二項又は第九項、控除限度超過額又は国税の控除余額額、道府県民税の控除余額額若しくは市町村民税の控除余額額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第四十八條の十三第二項、控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一條の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

第十條の七の三第十項中「第六條の二第二項」を「第六條の二の二第二項」に改める。

第十條の三の二中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第五項に規定する個人番号をいう」を削り、同条を第十二條の三の三とし、第十二條の三の次に次の一項を加える。

（政令第五十二條の十三の二第四項の書類）

第十二條の三の二 政令第五十二條の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 政令第五十二條の十三の二第二項第一号に規定する被災債権資産（以下この条において「被災債権資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災債権資産に代わるものとして法第三百四十九條の三の四の規定の適用を受けようとする債権資産（以下この号及び次号において「代替債権資産」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は法人番号（同法第二條第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第十五條の四の二第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災債権資産及び当該代替債権資産の所在地を記載した書類並びに当該被災債権資産が震災等（法第三百四十九條の三の第三項に規定する震災等をいう。以下この号及び第十五條の四の二第二項第一号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災債権資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災債権資産が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災債権資産が被災年度（法第三百四十九條の三の第三項に規定する被災年度をいう。第十五條の四の二第二項第二号において同じ。）分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災債権資産が存したことを証する書類及び代替債権資産の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十二條の十三の二第二項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百四十九條の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令第五十二條の十三の二第二項第二号に掲げる者にあつては被災債権資産に係る売買契約書、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

第十五條の三の見出し中「補正」を「修正等」に改め、同条第二項中「区分所有者」の下に「（建築物の区分所有者に関する法律第二條第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）」を加え、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度又は上部分の程度」に、「定めるところによつて」を「定めるところにより」に、「市町村長が」を「当該市町村長が」に、「かわらず、当該補正の方法によつて行なう」を「かわらず、当該補正の方法により行う」に改め、同条第三項において「法によつて行なう」を「かわらず、当該補正の方法により行う」に改め、同条第四項第一号中「による」を「の例により算定した同法第二條第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五條の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

第十五條の五の次に次の一項を加える。

（法第三百五十二條第二項の割合の補正等）

第十五條の三の二 法第三百五十二條第二項に規定する総務省令で定める事項は、上部分の程度とする。

2 第七條の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二條第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 法第三百五十二條第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

$$\frac{\text{居住用の用に供する専有部分の床面積} \times (100 + (10 / 39) \times (\text{人の居住の用に供する専有部分の床面積} \div \text{専有部分の床面積}))}{\text{居住用の用に供する専有部分の床面積}}$$

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は上部分の程度の差違に依りて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によるものが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によるものが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

第十五條の四の二を第十五條の四の三とし、第十五條の四の次に次の一項を加える。

（政令第五十二條の十三の三第三項の面積の算定等）

第十五條の四の二 政令第五十二條の十三の三第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有者に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有者に係る特別適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

(抜粋)

○総務省令第二十六号
 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百十八号)の施行に伴い、並びに同令附則地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年三月三十一日
 総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令
 地方税法施行規則(昭和二十九年総務府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び事業所税」を「事業所税及び都市計画税」に改める。

第一条の三の次に次の一条を加える。
 (都市計画税に関する規定の都への準用)

第一条の三の次に次の一条を加える。
 (都市計画税に関する規定の都への準用)

第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に次の一条を加える。
 (預貯金等の内容に関する事項)

第一条の九の三 法第二十條の十一の二に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。
 第一条の十六の次に次の一条を加える。

(政令第七條の十九第七項及び第四十八條の九の二第八項の金額)
 第一条の十七 政令第七條の十九第七項及び第四十八條の九の二第八項に規定する総務省令で定める金額は、法第三十七條の三又は第三十四條の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第七條の十九第二項若しくは第四項又は第四十八條の九の二第二項若しくは第五項 政令第七條の十九第二項及び第四十八條の九の二第二項に規定する超える部分の額又は政令第七條の十九第四項に規定する国税の控除額、同項に規定する道府県民税の控除額若しくは同項に規定する市町村民税の控除額に係る年のうち最も古い年以後の各年の同条第二項に規定する国税の控除限度額、同項に規定する道府県民税の控除限度額若しくは同項に規定する市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該年において課された外国の所得税等の額
 二 政令第七條の十九第六項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七條の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額
 三 政令第四十八條の九の二第七項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十四條の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

第二条の二第五項中「から第五項まで」を「第四項、第六項及び第七項」に改め、同条第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
 3 市町村長は、医療費控除に関する事項を記載した法第四十五條の二第一項及び第三項並びに第三十七條の二第一項及び第三項の申告書の提出があつた場合において必要があるときは、当該申告書の提出した者に対し、法第十一條の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第二十條第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類(税務署長に提示し、又は提出したものを除く)を市町村長に提示し、又は提出させることができる。
 第二条の三第三項中「にあつては」を「には」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項ただし書中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。
 第二条の三の第五項中「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「第二条の二第四項」を「第二条の二第五項」に改める。
 第二条の三の第六項中「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「第二条の二第四項」を「第二条の二第五項」に改め、同条第八項中「第二条の二第五項第二号」を「第二条の二第六項第二号」に改める。

第三条の二第二項第四号中「控除限度超過額」の下に「(第四項第一号において「控除限度超過額」という。)」を加え、同項第五号中「道府県民税の控除額」の下に「(第四項第一号及び第十條の二の四第四項第一号において「道府県民税の控除額」という。)」を加え、同条第三項第四号中「控除未済外国法人税等額」の下に「(次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。
 4 政令第九條の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三條第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等(以下この項において「外国の法人税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九條の七第七項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除額(第十條の二の四第四項第一号において「国税の控除額」という。)、道府県民税の控除額若しくは政令第九條の七第八項に規定する市町村民税の控除額(第十條の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除額」という。))に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九條の七第二項に規定する国税の控除限度額、同号において「道府県民税の控除限度額」という。、同項に規定する道府県民税の控除限度額(同号において「道府県民税の控除限度額」という。))及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額(同号において「市町村民税の控除限度額」という。))の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度以後の各事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

二 政令第九條の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

三 政令第九條の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

の適用後の額」と、同項第二号中「固定資産税額」とあるのは「当該特例適用家庭が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うもの」とされる額」と、同項第三号中「固定資産税額」とあるのは「当該特例適用家庭が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額」とする。

附則第十六条の二の十の見出し中「同条の規定の適用」を「同条の規定の適用等」に改め、同条中「事業所等」の下に「法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等」という。次項及び第三項において同じ。「を」を「字句は」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の二項を加える。

2 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條第六項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額」とあるのは「第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積又は金額を当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額から控除して得た面積又は金額」と、「第七百一条の四十一第三項」とあるのは「同条第三項」とする。

3 第五十六條の六十七の規定は、法附則第三十三條第六項の規定の適用を受ける同項に規定する特定事業所内保育施設に係る事業所等において当該特定事業所内保育施設に係る事業とその他の事業とを併せて行う場合における従業員給与総額の算定について準用する。

4 法附則第三十四條の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十條の二第二十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、法附則第三十四條の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができる見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業につき、租税特別措置法施行令第二十條の二第二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

附則第二十九條中「一」以下「二」を「一」により、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度（を「法人税法第八十條第五項又は第八十四條の十三第十一項」とあるのは「に」に改め、「に」に規定する中間期間を含む。）を削り、生じた欠損金額」とあるのは「の」の下に「生じた」を加え、「同法第五十七條第一項本文（を「同法」に、「法人税法第五十七條第一項本文又は第五十八條第一項本文（と、「同法第五十七條第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」と）を、「法人税法」とに改め、「に」相当する金額」を削る。

附則第三十三條第四項第一号中「一」に定める「を」に「次に定める」に改め、同号ロ及びハ中「場合は」を「場合」に改め、同条第五項中「の専有部分」の下に「法附則第五十六條第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。」を加え、同条第十六項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第四号中「又は分割承継法人」の下に「法人税法第二條第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。」を加え、「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削り、同条第十二項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同条第十四項第四号中「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削り、同条第十五項第一号中「及び共有物」を「法第三百四十一條第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。及び共有物」に「場合

は」を「場合」に改め、同項第二号中「が法第三百五十二條を」を「法第三百五十二條第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。」が同条」に、「第七百二條の八」を「法第七百二條の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二條」に、「場合は」を「場合」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合」に改め、同条第十六項中「家屋」を「区分所有に係る家屋」に改め、同条第十七項第四号中「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削り、同条第十九項第一号中「によつて」を「により」に、「取得され、又は改良された」を「取得又は改良が行われた」に改め、同条第二十項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同条第二十一項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十二項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十三項第四号中「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十八項第一号中「によつて」を「により」に、「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合」に改め、同条第二十九項中「価格は」の下に「同条第一項に規定する価格等をいう。」を加える。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六條の九の二第二項第三号、第三十五條並びに第三十五條の二の見出し及び同条第一項の改正規定 公布の日
二 第八條の六第六項の改正規定（第四十二條の六第七項）を「第四十二條の六第五項」に改め、「第四十二條の十二の三第五項」の下に、「第四十二條の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める部分を除く。）、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に一項を加える改正規定、第八條の八の改正規定、第八條の九第一項の改正規定（次項及び第三項）を「以下この条に、同条第二項」を「同項」に、「次項、第三項」及び「次項第一号」を「以下この条」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第八條の十第二項の改正規定、第二十四條の六の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（第七十二條の二十六第七項）を「第七十二條の二十六第八項」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加える部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第二十四條の七の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（第七十二條の二十六第七項）を「第七十二條の二十六第八項」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加える部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第二十四條の七の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定並びに附則第五條の二の表第八條の六第一項及び第六項、第八條の十三第一項、第八條の十七第七項、第八條の二十第一項並びに第八條の二十三第一項の項の改正規定（及び第六項）を「及び第七項」に改める部分に限る。）、及び同表第四十八條の十の項の改正規定（第五項）を「第六項」に改める部分に限る。）、並びに次条第十二項並びに附則第三條第四項及び第八條第二項の規定 平成二十九年十月一日
三 第二條第二項第四号の改正規定、第六條の二十一の次に一項を加える改正規定並びに第七條の十九第三項及び第四十八條の九の二第四項の改正規定並びに附則第十條第九項第一号の改正規定並びに次条第一項及び附則第八條第一項の規定 平成三十年一月一日
四 第五十四條の十三の二第二項の改正規定 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日
五 附則第十一條に一項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

は」を「場合」に改め、同項第二号中「が法第三百五十二條を」を「法第三百五十二條第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。」が同条」に、「第七百二條の八」を「法第七百二條の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二條」に、「場合は」を「場合」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合」に改め、同条第十六項中「家屋」を「区分所有に係る家屋」に改め、同条第十七項第四号中「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削り、同条第十九項第一号中「によつて」を「により」に、「取得され、又は改良された」を「取得又は改良が行われた」に改め、同条第二十項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同条第二十一項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十二項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十三項第四号中「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十八項第一号中「によつて」を「により」に、「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合」に改め、同条第二十九項中「価格は」の下に「同条第一項に規定する価格等をいう。」を加える。

するものとする。)の当該居住用専有部の床面積に対する割合(人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額

ロ 居住用専有部を有する居住用専有部 当該居住用専有部に係る専有部税額に、人の居住の用に供する部分の床面積(一の居住用専有部が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住用専有部が独立部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。)の当該居住用専有部の床面積に対する割合(人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額

48 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十九項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

49 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅(以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅」という。)のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅

50 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。)の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

51 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第三十四項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

52 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部(以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅専有部」という。)のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅専有部

53 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修住宅専有部に係る専有部税額に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。)の当該特定熱損失防止改修住宅専有部の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

附則第十二条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「第三十二項各号」を「第三十四項各号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項を同条第三十九項とし、同条第三十六項を同条第三十八項とし、同条第三十五項中「第二十七項各号」を「第二十九項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項を同条第三十五項とし、同条第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を

同条第三十三項とし、同条第三十項第一号中「第四十一項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項を第三十一項とし、第二十八項を第三十項とし、第二十七項を第二十九項とし、同条第二十六項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号イ及びロ中「に定める」を「次に定める」に改め、同号イ中「昭和三十七年法律第六十九号」を削り、にあっては「を」に「に」に「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同号ロ中「にあっては」を「には」に「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同条第二十八項とし、同条第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項を第二十五項とし、同条第二十二項中「において準用する同条第三項」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加える。

22 法附則第十五条の八第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅 次に掲げる高齢者向け貸家用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 高齢者向け貸家用専有部分(別荘の用に供する部分を有しないものに限る。)であつて高齢者向け特定貸家基準部分(その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。)のみを有するもの 当該高齢者向け貸家用専有部分に係る専有部税額
- ロ イに掲げる高齢者向け貸家用専有部分以外の高齢者向け貸家用専有部分 当該高齢者向け貸家用専有部分に係る専有部税額に、当該高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合(専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額

二 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅(次に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に限る。) 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅に係る固定資産税額に、高齢者向け特定貸家基準部分の床面積(一の高齢者向け特定貸家基準居住部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。)の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合(高齢者向け特定貸家基準居住部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額

23 法附則第十五条の八第四項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。

- 一 専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分以外の部分を有するサービス付き高齢者向け貸家住宅
- 二 専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分で高齢者向け特定貸家基準居住部分(その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。)に該当しないものを有するサービス付き高齢者向け貸家住宅

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(法附則第十五条の十一の規定を受ける家屋に関する読書)

第十二条の二 法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に係る第五十二條の十三の第三項の規定の適用については、同項第一号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額(当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定

業については、売上総利益金額)に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準(以下この項において「分割基準」という)により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

第三十五条の十三第一項中「昭和三十七年法律第六十六号」を削る。
第三十五条の十七第一項中「百分の〇・五五」を「百分の〇・六〇」に改め、同条第二項中「よる」を「により」に改める。
第三十五条の二十第二項第二号中「十五分の三」を「三十分の七」に改め、同項第三号中「十五分の二」を「三十分の三」に改める。

第三十六条の八第二項第一号中「及び」を「又は」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第二号中「並びに前項第一号及び」を「又は前項第一号若しくは」に、「及び同法」を「又は同法」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改める。
第三十七条の九の十中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十一号」を「第十三号」に改める。
第四十八条の九の二第四項中「百分の十八」の下に「(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の二十四)を加え、同条第八項中「おいて、当該申告に係る当該控除に關して記載された金額を限度として」を「限り」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三十四条の八の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十中「第五項」を「第六項」に、「第八條の六第六項」を「第八條の六第七項」に、「中」を「中二」に、「あるのは」を「あるのは二」に改め、「同条第六項」の下に「中」第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一條の八第一項」と、同条第七項を加え、「読み替える」を、「第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一條の八第一項」と、「第五十三條第四項」とあるのは「第三百二十一條の八第四項」と読み替える」に改める。
第四十八條の十の三中「第八條の六第六項」を「第八條の六第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「中」を「中二」に、「あるのは」を「あるのは二」に改め、「同条第六項」の下に「中」第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一條の八第一項」と、同条第七項を加え、「読み替える」を「第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一條の八第一項」と、「第五十三條第四項」とあるのは「第三百二十一條の八第四項」と読み替える」に改める。
第四十八條の十の四中「第八條の六第六項」を「第八條の六第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「中」を「中二」に、「あるのは」を「あるのは二」に改め、「同条第六項」の下に「中」第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一條の八第一項」と、同条第七項を加え、「読み替える」を「第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一條の八第一項」と、「第五十三條第四項」とあるのは「第三百二十一條の八第四項」と読み替える」に改める。

この場合において、法第三十一条の八第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。
第四十八條の十五の四第三項中「以下この項」を「第一号」に、「同条第一項」を「法人税法第二條第十二号の六の七」に、「」が同項」を「次条第四項において同じ」が法第三百二十一條の十一の第三項」に改める。

第四十八條の十五の五の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更正の通知」を「増額更正の通知(当該増額更正が法人税に係る修正申告書を出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(法第三百二十一條の八第二項又は第四項に規定する申告書を出すべき法人が法人税法第二條第十二号の七に規定する連結子法人(以下この項において「連結子法人」という)の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知)に、同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「修正申告書」を「増額更正」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、「の提出」を削り、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ中「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百二十一條の十二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

第四十九條の十二第二項第一号中「及び」を「又は」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第二号中「並びに前項第一号及び」を「又は前項第一号若しくは」に、「及び同法」を「又は同法」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改める。
第五十一條の十五の九中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十一号」を「第十三号」に改める。
第五十二條の二第一項中「第二條第二項」を「第二條第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第二項を次のように改める。
法第三百四十九條の三第三項に規定する政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送機、整圧器、熱量調整装置及び導管(供給管及び屋内管を除く)であつて、ガス事業法第二條第二項に規定するガス小売事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業の用にのみ供するもの以外のものとする。

第五十二條の十三の二を第五十二條の十三の四とし、第五十二條の十三の次に次の二條を加える。
(法第三百四十九條の三の四の者等)
第五十二條の十三の二 法第三百四十九條の三の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第三百四十九條の三の四に規定する滅失し、又は損壊した償却資産(以下この項及び第三項において「被災償却資産」という)の所有者(当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)。
- 二 被災償却資産が法第三百四十二條第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主
- 三 前二号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人
- 四 第一号又は第二号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人(法人税法第二條第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び次条第一項第四号において同じ)を含む)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

(抜 粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五十五条」の下に「第五十六条の十一」を加え、「第三章の三 削除」を削り、「第三章の

四」を「第三章の三」に、「第三章の五 事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）」を「第三章の四 事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）」に改める。
第三章の五 都市計画税（第五十六条の八十四の二）
「に改める。」

第一条中「及び事業所税」を「事業所税及び都市計画税」に改める。

第二条第二項第四号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項」を「法第二十条の十一の二」に改める。

第六条の九の二第二項第三号中「第七十二条の四十八第二項」を「第七十二条の四十八第三項」に改める。

第六条の二十一の次に次の一条を加える。

（預貯金者等情報の管理）

第六条の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第七百四十八条に規定する電磁的記録をいう。）にその預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。）を記録しなばならない。

事業年度が第四条の五第一項又は第二項(第四号又は第五号に係る部分に限る。)(連結納税の承認の取消し等)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された内国法人のその取り消された日の前日の属する事業年度である場合において、当該事業年度開始の日の属する第八十一条の二十第一項(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)に規定する期間につき同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書の提出により第八十一条の二十九第一項(所得税額等の還付)又は第三百三十三条第一項の規定による還付金(以下この項において「連結還付金」という。)があるときを含む。)の第一項の所得税の額には、これらの還付金の額(連結還付金にあつては、当該連結還付金の額のうち当該内国法人に帰せられる金額として政令で定める金額に限る。)を含まないものとする。

第六十九條第十五項中「書類の」を「書類(以下この項において「明細書」という。の)に、「同項」を「第一項」に、「は、当該を」の計算の基礎となる控除対象外内国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該」に改め、同条第十六項中「は、当該各事業年度又は各連結事業年度の申告書等がこの項前段の規定により添付された書類に」を「の計算の基礎となる」に、「として記載された金額又は」を「その他の財務省令で定める金額又は」に、「として記載された金額を基礎として計算した」を「その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該各事業年度又は各連結事業年度の申告書等がこの項前段の規定により添付された書類に当該計算の基礎となる金額として記載された」に改める。

第七十條第一項中「ものを除く。次条及び第七十二條第一項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に、「取消し等」を「取消し等」に、「事業年度を除く。次条第一項」を「事業年度を除く。第七十二條第一項」に改め、同項第一号中「に係る法人税額」を削り、同条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる場合に該当する場合で、かつ、当該各号に規定する申告書の提出期限につき国税通則法第十條第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に確定申告書に記載すべき第七十四條第一項第二号に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、第一項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までにこれらの金額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

一 第一項第一号に規定する前事業年度の第七十四條第一項の規定による申告書の提出期限が第七十五條の二第二項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により四月間延長されている場合

二 第一項第一号に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が第八十一条の二十四第一項(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により四月間延長されている場合

第七十一條の次に次の一項を加える。

(中間申告書の提出を要しない場合)
第七十一條の二 国税通則法第十一條(災害等による期限の延長)の規定による申告に関する期限の延長により、内国法人である普通法人の中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の第七十四條第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

第七十二條第一項中「前条第一項各号」を「第七十一條第一項各号(中間申告)に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を「要しない場合」の下に「当該期間において生じた第四項に規定する災害損失金額がある場合を除く。」を加え、「同条」を「第七十一條」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第二号中「及び」を「第六十八條第三項(所得

税額の控除)及び」に改め、同条第三項中「の計算」を「及びその計算」に、「第六十八條第三項所得税額の控除」を「第六十八條第四項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 災害(震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。)により、内国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額(当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。第一号において同じ。)がある場合における同項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該期間を一事業年度とみなして第六十九條第一項に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除するものとしてこれらの規定を適用するものとした場合に同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額(当該金額が当該期間において生じた災害損失金額を超える場合は、その超える部分の金額を控除した金額)

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となる他財務省令で定める事項
第七十五條第一項中「に規定する理由」を「の規定の適用を受けることができる理由」に改め、同条第七項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十五條の二第二項中「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない」を「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この条において「定款等」という。)の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない」に改め、「基づき、当該」の下に「事業年度以後の」を加え、「除く」の「を」を除く。以下この項及び次項において同じ)の当該」に、「特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の」を「一の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該内国法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない状況にある場合(次号に掲げる場合を除く。)、当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない状況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合、税務署長が指定する月数の期間

第七十五條の二第八項中「第七十五條の二第六項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」を「第二項」に、「同条第五項中「二月以内」とあるのは「十五日」を「同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第五項中「二月以内」とあるのは「十五日以内」と改め、「して」の下に「同項」を加え、「第七十五條の二第二項」を「同条第一項各号」に、「その」を「その」に、「期間」を「期間」とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。同条第一項に改め、「同項に規定する申告書に係る事業年度」とあり、「その適用に係る各事業年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各事業年度」とを削り、「第七十五條の二第一項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「同項に規定する理由若しくは事情」を「定款等の定めに変更が生じ、若しくは同項の特別の事情」に、「又は当該事情」を「同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認める場合又は同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情」に、「又は同項の指定」を「同項各号の指定を取り消し、又は同項各号の指定」に、「当該取消し」を「これらの取消し」に改め、同項を同条第五項とし、同

(抜粋)

所得税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四号

所得税法等の一部を改正する等の法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三十三号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「ものを」を「もの(第三十三号の四において「青色事業専従者等」という)を」に改め、同項第三十三号の二を同項第三十三号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

第三十三の四 源泉控除対象配偶者 居住者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限り)の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く)のうち、合計所得金額が八十五万円以下である者をいう。

第二条 第一項第三十三号の次に次の一号を加える。
第三十三の二 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。

第七条 第一項第二号中「国外源泉所得」の下に「国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む」を加える。

第十六条 第三項中「及びその居所地の所轄税務署長」を削り、同条第四項中「及びその事業場等の所在地を納税地としている者で住所地在を有していない者については、居所地。以下この項において同じ」の所轄税務署長を削り、「その住所地」の下に「同項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所地在を有していない者については、居所地」を加え、同条第六項中「に係る所得税」を「の所得税」に改める。

第二十条 中「及び異動後の納税地の所轄税務署長」を削る。
第二十四条 第一項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「」によるもの」の下に「及び株式分配(同法第二十一条第十五の二に規定する株式分配をいう。以下この項及び次条において同じ)を」を「分割型分割によるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十五条 第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該法人の株式分配(法人税法第十二号の十五の三に規定する適格株式分配を除く)第十二号の十六を「同条第十二号の十七」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「資産が交付されなかつたもの」を「資産が交付されなかつた株式交換」に改める。

第七十九条 第二項及び第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
第八十三条 第一項中「三十八万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その居住者の第二項第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次条第一項において「合計所得金額」という)が九百万円以下である場合 三十八万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)
- 二 その居住者の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十六万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十二万円)
- 三 その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十三万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十六万円)

第八十三条の二 第一項中「他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの」を「第二項第一項第三十三号(定義)に規定する青色事業専従者等」に改め、「第二項第一項第三十号(定義)」を「が百二十三万円以下」に改め、「該当しないもの」の下に「(合計所得金額が千万円以下である当該居住者の配偶者に限る)」を加え、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 その居住者の合計所得金額が九百万円以下である場合 その居住者の配偶者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 合計所得金額が八十五万円以下である配偶者 三十八万円

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第四十六条 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一項(附則第九条の二)とあるのは「第一項」を「第七十二条の四十八第一項」とあるのは「同条第七項中「から第三項まで」とあるのは「に」と「第三項(附則第九条の二)とあるのは「を」の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」及び第二項並びに「に」と「前項(附則第九条の二)を」の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」と、同条第八項中「前項」に「と、附則第九条の二」とあるのは「を」の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、第七十二条の四十八第一項と「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「に」と「とする」を「の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、同条第四項とあるのは「暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第四項」とする」に改める。

第十九条の見出しを「犯罪事件の調査及び処分」に改め、同条中「第二章第二節第六款」を「第一章第十六節」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第四十八条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法附則第十二条の二の第二項第三号及び第十二条の三第一項の改正規定中「附則第十二条の二の第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改める。

(地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四十九条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法の目次の改正規定中「第七十二条の七」を「第七十二条の七十二」に、「を削り、」第五款 削除

第六款 犯則取締(第七十二条の七十三―第七十二条の七十六)を「第四款 督促及び滞納処分(第七十二条の六十六―第七十二条の七十六)」に、第五款 犯則取締り(第七十二条の七十一―第七十二条の七十五)を「第四款 督促及び滞納処分(第七十二条の六十六―第七十二条の七十五)」に、「第六款 交付」を「第五款 市町村に対する交付」に、「第七十三―第七十二條」を「第七十三―第七十二條」に改め、「第五款 犯則取締り(第七十三―第七十二條)」を「第五款 市町村に対する交付」に、「第六款 市町村」を「第五款 市町村」に、「第七十七條」を「第七十七條」に改め、「第四目 犯則取締り(第七十七條)」を「第四目 市町村に対する交付」に改め、「第四目 犯則取締り(第七十七條の二十四―第七十七條の二十七)」を削り、「第四百六十三條の九」を「第四百六十三條の十四」に改め、「第四目 犯則取締り(第四百六十三條の十一―第四百六十三條の十四)」を削り、同法第二章第二節第五款を削る改正規定、同節第四款中第七十二条の七十の次に一條を加える改正規定、同節第六款の款名の改正規定、同款中第七十二条の七十三を第七十二条の七十二とし、第七十二条の七十四を第七十二条の七十三とする改正規定、同法第七十二条の七十五を改め、同条を同法第七十二条の七十五とする改正規定を削り、同節第六款を同節第五款とし、同節に

一條を加える改正規定を次のように改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十六までを次のように改める。
第七十二条の七十一から第七十二条の七十五まで 削除

第七十二条の七十六 道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に改令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。
第七十二条の七十六の前に次の款名を付する。

第五款 市町村に対する交付

第二条のうち、地方税法第二章第七節の節名及び同節第一款から第六款までの款名を削る改正規定中「第六款」を「第五款」に改め、同法第七十七條を改め、同章第八節中同条を同法第七十七條の二十七とする改正規定、同法第七十六條を改め、同条を同法第七十七條の二十六とする改正規定、同法第七十五條を改め、同条を同法第七十七條の二十五とする改正規定及び同法第七十四條の前の見出しを削り、同条を改め、同条を同法第七十七條の二十四とし、同条の前に見出しを付する改正規定を削り、同法第七十條から第七十三條までを削る改正規定中「第七十三條」を「第七十七條」に改め、同法第六十九條を改め、同条を同法第七十七條の二十三とし、同条の次に目名を付する改正規定を次のように改める。

第六十九條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項各号中「第六十七條第六項」を「第七十七條の二十一第六項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第七十七條の二十三とする。

第二条中地方税法第四十八條の次に七條、一款、款名及び目名を加える改正規定(同法第二章第八節第二款第四項に係る部分に限る。)を次のように改める。

第八節第二款第四項に係る部分に限る。を次のように改める。

第二条中地方税法第四十五條の次に四條、一款、款名及び目名を加える改正規定(同法第三章第三節第二款第四項に係る部分に限る。)を次のように改める。

第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四まで 削除
第二条中地方税法附則第十二條の三の改正規定の次に次のように加える。

附則第十二條の四を削る。

第二条のうち、地方税法附則第二十九條の八の次に十條を加える改正規定(同法附則第二十九條の十四に係る部分に限る。)中「犯則取締り」を「犯罪事件の調査及び処分」に、「第二章第八節第二款第四項」を「第一章第十六節」に改め、同法附則第三十條第二項を改め、同条第三項から第六項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第三十條の二を削る。

附則第十八條第九項中「又は附則第十五條の二第一項」を「地方税法附則第十五條第十六項若しくは第三十四項又は新法第十五條の二第一項」に改める。

附則第三十六條第二項中「平成三十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第四十四條中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第三條第三項を削る改正規定を次のように改める。

第三條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 金田 勝年

財務大臣 麻生 太郎

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 地方税法第四十五条の第二項の規定による申告書
二 地方税法第四十五条の第三項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三号の二の第二項中「第四十五条の第二項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の第三項の確定申告書を含む。)」を「同条第七項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同条第十項及び第十二項中「五分の三」の下に「当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四」を、「五分の三」の下に「当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四」を加え、同条第十三項中「地方税法第三十七條の第二項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「条約適用配当等申告書」に、「もの及びその時までに提出された同法第三十七條の第三項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 地方税法第三十七條の第二項の規定による申告書
二 地方税法第三十七條の第三項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三号の二の第二項中「第三十七條の第二項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十七條の第三項の確定申告書を含む。)」を「同条第十三項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に、「租税条約等実施特例法第三条の二の第二項」を「同条第一項」に改める。

第三十八條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條の二の第二項中「から第七十一條の四十七まで」を、「第七十一條の六、第七十一條の八から第七十一條の二十一まで、第七十一條の二十六から第七十一條の四十二まで、第七十一條の四十七」に改め、同条第五項第二号中「第二十三條第一項第七号から第九号まで」に、「第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二を「に係る部分に限る。」に改め、同条第八項第二号中「第二十三條第一項第七号、第八号」を「第二十九條第一項(第七号から第九号まで)」、「第二十九條第五項第一項(第七号、第八号)」を「第二十九條第二項(第七号から第九号まで)」、「第三十四條の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改め、同条第十四項第二号中「第二十九條第一項第七号、第八号」を「第二十九條第一項(第七号から第九号まで)」、「第二十九條第五項第一項(第七号、第八号)」を「第二十九條第二項(第七号から第九号まで)」、「第三十四條の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 附則第三十七條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。第三條の二の二第四項及び第六項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。)

2 新租税条約等実施特例法第三條の二の第七項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第三條の二の第十項及び第十二項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第三條の二の第十三項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第四十條 附則第三十八條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の第五項(第二号に係る部分に限る。及び第八項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第三十八條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の第二十一項(第二号に係る部分に限る。及び第十四項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)
第四十一條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五條第一項第四号中(「地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。))を「第二十二條の二十八第一項」に改める。

第二百九十五條第一項第四号中(「地方税法」において準用する場合を含む。))を「若しくは地方税法第二十二條の二十八第一項」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四十二條 前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百二十五條第一項(第四号に係る部分に限る。及び第二百九十五條第一項(第四号に係る部分に限る。))の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告とみなす。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)
第四十三條 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第四項中「九年」を「十年」に改める。

(会社更生法の一部改正)
第四十四條 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第一項第四号中(「地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。))を「第二十二條の二十八第一項」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
第四十五條 前条の規定による改正後の会社更生法第二百四條第一項(第四号に係る部分に限る。))の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告とみなす。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)
 第三十条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 次の一項を加える。

4 国際連合の軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて整備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくは国際連合の軍隊の財産についての地方税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の規定を準用する。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第三十一条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項中「百分の二」の下に「当該個人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の二)を加え、「同法」を「地方税法」に改め、同条第四項中「百分の二」の下に「当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二)を加え、同条第五項中「地方税法第四十五条の二第一項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)を「特例適用配当等申告書(」に、「もの」に限り、その時までに提出された同法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書
 二 地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第八十二条第七項及び第九項中「百分の三」の下に「当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)を加え、同条第十項中「地方税法第三百七条の二第一項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)を「特例適用配当等申告書(」に、「もの」に限り、その時までに提出された同法第三百七条の三第一項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 地方税法第三百七条の二第一項の規定による申告書
 二 地方税法第三百七条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第七十一条の四十七まで」を「第七十一条の二十一まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改め、同条第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号中、「第八号」を「から第九号まで」に改める。

第十二条第四項及び第十六条第一項中「第七十一条の四十七まで」を「第七十一条の二十一まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改める。

第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改める。

第三十三条 附則第三十一条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。)第八条第二項及び第四項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新外国居住者等所得相互免除法第八條第五項の規定は、平成二十九年分以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新外国居住者等所得相互免除法第八條第七項及び第九項の規定は、平成三十年分以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新外国居住者等所得相互免除法第八條第十項の規定は、平成二十九年分以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十四条 附則第三十二条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第三項(第二号に係る部分に限る。及び第六項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第三十二条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第八項(第二号に係る部分に限る。及び第十一項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(通関業法の一部改正)
 第三十五条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「含む」若しくは「を」を含む)に、「(地方税法)を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む)の規定」を「の規定」に改める。

(通関業法の一部改正に伴う経過措置)
 第三十六条 前条の規定による改正後の通関業法第六條(第四号に係る部分に限る。))の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
 第三十七条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第四項中「五分の二」の下に「当該個人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、五分の二)を加え、「同法」を「地方税法」に改め、同条第六項中「五分の二」の下に「当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の二)を加え、同条第七項中「地方税法第四十五条の二第一項に規定する申告書(その提出期限後において)を「条約適用配当等申告書(」に、「もの」及びその時までに提出された同法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 地方税法第三百七条の二第一項の規定による申告書
 二 地方税法第三百七条の三第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第七十一条の四十七まで」を「第七十一条の二十一まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改め、同条第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号中、「第八号」を「から第九号まで」に改める。

第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額
第十二項第二号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
	当該	一般被保険者である
	その	納税義務者の
	被保険者につき	一般被保険者につき
	とする	とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。
第十五項及び第十六項	被保険者	一般被保険者
	後期高齢者支援金等課税額を	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を
第十七項	被保険者の	一般被保険者の
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の後期高齢者支援金等課税額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税額との合算額)
第二十項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	第十四項及びその世帯に属する被保険者	第十一項、第十四項、第十九項及びその世帯に属する被保険者及び納税義務者の世帯に属する一般被保険者
	の世帯に属する被保険者	当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者
第二十二項中		第十一項及び第十九項中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十二項中

附則第三十八条の二第一項中「同条に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条において「退職者所属市町村」という)を「退職者所属市町村」に、「うち前条」を「うち同条」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第四項の表の上欄」を「第七百三十三条の四第四項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第四項第一号の資産割額等(以下この項及び第七項において「固定資産税額等」という)に、同条第四項第一号の資産割額を除いた率を乗じて算定する。

附則第三十八条の二第五項中「同条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第十三項の表の上欄」を「第七百三十三条の四第十三項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第十三項各号」を「第七百三十三条の四第十三項各号」に改め、同条第七項中「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三十三条の四第十三項各号を「第七百三十三条の四第十三項」を「第七百三十三条の四第十三項第一号」に改め、同条第九項中「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「その」を「当該納税義務者の」に改め、「一般被保険者」を削る。

附則第三十八条の三を次のように改める。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

第三十八条の三 高齢者の医療の確保に關する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三十三条の四第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	及び同法	同法
第二項第一号	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第二項第二号及び第二十二項第一号	の納付に要する費用に	及び同法の規定による病床転換支援金等(次項及び第十二項第一号において「病床転換支援金等」という)並びに
		及び病床転換支援金等の納付に要する費用に

第三條 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九條の二の第二項の改正規定並びに同法附則第九條の三を削り、同法附則第九條の三の二を同法附則第九條の三とする改正規定並びに附則第七條第五項及び第七項並びに第四十六條(第四号に掲げる改正規定を除く)の規定 公布の日

二 第一條中地方税法第七條の六第二項及び第七十二條の二の二第八項の改正規定、同法第七十二條の二の六の改正規定(同条第二項及び第四項に係る部分を除く)並びに同法第七十二條の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一條第二項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項の規定 平成二十九年十月一日

並びに第十五条の三の項中「第二十六項」の下に「第四十二項、第四十四項」を加え、附則第七七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項中「第五項」の下に「第三百九十六條の四第四項及び第五項、第四百三条第一項、第四百九条第一項並びに第四百二十二条の第二項」を加え、「前条第一項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改め、同表第三百九十六條の四第四項及び第五項の項及び第四百三条第一項、第四百九条第一項及び第四百二十二条の二第二項の項を削り、同表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第二十六項」の下に「第四十二項、第四十四項」を加える。

附則第十八条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第六項第二号中「に掲げる額」を「次に定める額」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「附則第十七条の第二項」に「によつて」を「により」に「掲げる額」を「次に定める額」に改め、同項第四号中「前条第一項」を「附則第十七条の第二項」に「によつて」を「により」に改める。

附則第十八条の三第三号口及び第四号第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二号口及び第四号第三号口中「固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第二号イ中「について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加え、同号口中「について第三百四十九条の三（第二十項）」を「について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項）」に改め、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十九年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の七第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。

附則第三十条第一項中「第三項第一号」の下に「及び第六項第一号」を加え、「同項第二号」を「第三項第二号及び第六項第二号」に改め、同条第三項第二号中「次項」を「以下この条」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同条第四項中「次項」を「以下この条（第六項を除く）」に改め、同項第一号中「この項及び次項」を「この条及び次項」に、「（次項）」を「（以下この条）」に、「次号及び次項」を「以下この条」に、「（次項）」を「（以下この条）」に、「（次項）」を「（以下この条）」に改め、同項第二号中「次項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項の表中「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気軽自動車

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

7 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年基準窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

8 次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第五項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の賦課徴収に關し、三輪以上の軽自動車は前条第三項から第八項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率に於ける基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車は窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市町村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第四百四十五条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に關する規定（第四百四十七条から第四百四十九条までの規定を除く。）を適用する。

掲げる建築物であるものに限り、)に改め、同条第四項中「この条」の下に「及び次条」を、「第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第四項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第五項中「対して第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第五項」を、「第三百五十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第九項中「第十一項まで」の下に「及び次条第四項から第六項まで」を、「第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第四項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第十項中「対して第一項」の下に「又は次条第一項若しくは第五項」を、「第三百五十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第十五条の次に次の一条を加える。

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の九の二 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に政令で定める耐震改修が行われたものであつて、認定長期優良住宅(政令で定めるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ)に該当することとなつたもの(以下この項から第三項までにおいて「特定耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については、既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る特定耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その他の政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。以下この項において「特例適用対象税額」という。)の三分の二に相当する額(当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。)であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の三分の二に相当する額とし、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の二分の一に相当する額とする。)を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定耐震基準適合住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定耐震基準適合住宅につき第一項の規定を適用することができる。

4 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。)のうち、特定居住用部分において平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの(以下この条において「特定熱損失防止改修住宅」という。)に対して課する固定資産税については、第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該熱損失防止改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ)を賦課

期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額(特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅その他の政令で定める特定熱損失防止改修住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の二に相当する額を当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの(以下この条において「特定熱損失防止改修住宅専有部分」という。)の区分所有者が当該特定熱損失防止改修住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二條第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の二に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6 前二項の規定は、特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

7 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができる。

附則第十五条の十第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十の次に次の一条を加える。

(附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける家屋に関する脱替え)
第十五条の十一 附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける家屋について第三百五十二條の三の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「固定資産税額」とあるのは、「固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この条において同じ。)」とする。

附則第十六条中、「前条」を「第十五条の十一」に改める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成二十八年年度分の固定資産税について地方税法及び航空機燃料費と税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十九年改正前の地方税法」という。))に改め、同号ロの表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成二十八年度分の固定資産税について平成二十九年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百八十九條第一項及び第五項の項中「第五項」の下に、「第三百九十六條の四第四項及び第五項並びに第四百三十三條第一項」を加え、「前条」を削り、「修正基準」を「一」に規定する修正基準」に改め、同表第三百九十六條の四第四項及び第五項の項及び第四百三十三條第一項の項を削り、同表第四百十九條第一項及び第四百二十二條の二第一項の項中「第三百八十八條第一項の」を削り、「修正基準」を「一」に規定する修正基準」に改め、同表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第四十五項、第十五条の二第二項

とし、同条第三十九項中「国土交通大臣又は」を「国土交通大臣若しくは」に改め、「洪水浸水想定区域」の下に、「同法第十四条の二第一項の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定する同項に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項の規定により都道府県知事が指定する同項に規定する高潮浸水想定区域」を「あるものに限る」の下に、「以下この項において同じ」を加え、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、「洪水時」の下に、「雨水出水時又は高潮時」を加え、「水防法」を「同法」に、「あつては」を「には」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を削り、同条第四十一項を第三十八項とし、第四十二項から第四十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二條の四第六項第四号」を「第四十二條の四第八項第六号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日」を「平成二十九年四月一日」に改め、「に該当する機械及び装置」の下に、「工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果すもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を「機械及び装置」において「機械装置等」という。）を加え、「機械及び装置」を「機械装置等」に、「機械及び装置」を「機械装置等」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条に次の二項を加える。

44 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

45 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号口に掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年分（固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする）。

附則第十五条の二第二項中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に、「第三十五項」を「第三十四項」に改める。

附則第十五条の三中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に改める。

附則第十五条の三の次に次の一条を加える。

（附則第十五条から前条までの規定の適用を受ける償却資産に関する統替え）
 第十五条の三の二 附則第十五条から前条までの規定の適用を受ける償却資産については、第三百四十九条の三の四の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「第三百四十九條の三」とあるのは「第三百四十九條の三又は附則第十五条から第十五条の三まで」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

附則第十五条の四中「前三条」を「附則第十五条から第十五条の三まで」に改める。

附則第十五条の五中「第十五条の三」を「第十五条の三の二」に改める。

附則第十五条の六第一項中「専有部分のうち」を「建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から附則第十五条の九の二までにおいて「専有部分」という。）のうち」に、「次条」を「次条並びに」に、「附則第十五条の九第一項」を「第五項、第十五条の九第一項並びに第十五条の九の二第一項」に改める。

附則第十五条の七第一項中「この条」の下に「及び附則第十五条の九の二」を加える。

附則第十五条の八第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「に」を「には」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサード入付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年分（固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七十五条に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七十五条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年分（固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第十五条の九第一項中「のうち」を「のうち」に、「この項及び次項並びに次条第一項及び第二項」を「この条から附則第十五条の十まで」に、「もので」を「ものであつて」に改め、「については」を「場合には」に、「第七号第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物」を「第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に

六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という「」を「もの（次項）の下に」から第六項までを「加え、同項第五号中「除く」の下に」第五項第五号において同じ「」を「定めるもの」の下に「第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という「」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規格登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規格登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成二十一年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規格登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規格登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ）に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第四百九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第五百五十二条から第五百五十四条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第六十三條第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第六十三條第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「附則第十二条の四第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項第二号中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「総務省令で定めるものに水素」を「内燃機関を有しないものに水素」に改め、同条第十三条改正法の施行の日（翌日から平成二十九年三月三十一日までの間に）を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に」政府の補助で総務省令で定めるものを受け、同条第十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「高齢者、身体障害者等」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十一条に規定する高齢者、障害者等」に改め、同条第十六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「平成二十八年度」を「平成三十年度」に改め、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「」の規定により「」の下に「同条第二十二項に規定する」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第四十三項」を「第四十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項第一号中「第六條第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた」を「第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この項において「認定発電設備」という。）である」に改め、同号口及び同項第二号中「認定を受けた」を「認定発電設備である」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第二条の第二項」を「第二条の第三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項

第七百二条の四の次に次の一条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額)
第七百二条の四の二 市町村は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条において「震災等」という。)により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に当該震災等の発生した日から同日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された日(当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の都市計画税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る都市計画税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者(建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)又は各共有者)とに政令で定めるところにより算定した額の合算額)の二分の一に相当する額を当該家屋に係る都市計画税額から減額するものとする。

第七百三十七条第一項中「に対する」を「以下この条及び次条において「指定都市」という。)に對する一に、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の市」を「指定都市の一に」とし、「を」を「一に」に、「一定を」を「一定を」に改め、同条第二項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。

第七百三十七条の次に次の一条を加える。

(指定都市の指定があつた場合等の道府県民税及び市町村民税の特例)
第七百三十七条の二 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市以外の市町村の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所が当該賦課期日の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所が当該賦課期日の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市以外の市町村の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなす。

第七百四十条中「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に、「外」を「ほか」に、「又は第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の三又は第三百四十九条の四」に、「によつて」を「により」に、「こゝる」を「超える」に改める。

附則第四条第一項第一号中「までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号」を「(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに同号に改め、取得」という。以下この条に「を」を「を」と改め、同条において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(同号の税務署長の承認を受けたときを含む)は、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十四項において「取得期限」という。までの間に、買換資産の取得を加え、同条第十四項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで」を「取得期限まで」に、「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限又は同日」に改める。

附則第五条第一項第一号中「百分の一・二」の下に「(当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)を、百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)を加え、同項第二号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)を、百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)を加え、同項第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一五)の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七)を加え、同条第三項第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・二四)を、百分の〇・八」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二)を加え、同項第二号中「百分の〇・八」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二)を、百分の〇・五六」を加え、同項第三号中「百分の〇・四」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)を加え、同項第三号中「百分の〇・二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)を加え、同項第三号中「百分の〇・二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)を加える。

附則第五条の四第一項第二号八及び第六項第二号八中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)を、百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)を、三万九千円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)を、一万九千五百円」を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「ときは」を「場合における」に改め、百分の二・八」と「百分の一・二」とあるのは「百分の一・四」とを「場合における」に改め、百分の二・八」と「百分の一・二」とあるのは「二万七千三百円」とを加え、同条第六項中「五分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)を、百分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)を、五万八千五百円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)を、五万八千五百円」を加え、同条第七項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「ときは」を「場合における」に改め、「百分の四・二」と「百分の一・二」の下に「百分の四」とあるのは「百分の五・六」とを、「八万九千九百円」と「七万八千円」とあるのは「十萬九千二百円」とを加える。

附則第五条の五第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)を加え、同条第二項中「五分の三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)を加える。

附則第六条第一項中「平成三十年」を「平成三十三年」に改め、同条第二項第一号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三)を加え、同条第四項中「平成三十年」を「平成三十三年」に改め、同条第五項第一号中「百分の〇・九」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・二)を加える。

附則第七条の三の次に次の一条を加える。

(分離課税に係る所得割の指定都市に対する交付)
第七條の四 指定都市の区域を包括する道府県は、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る第五十条の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に対し交付するものとする。

「第三百四十九条の三の四」を加え、あわせてを「合わせて」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「翌年度（以下本条）を「翌年度（次号）」に、「新設大規模償却資産（以下本条）を「新設大規模償却資産（次項及び以下本条）」に改め、同項第二号中「第二適用年度の翌年度（以下本条）を「第三適用年度の翌年度（次号）」に、「新設大規模償却資産（以下本条）を「新設大規模償却資産（次項及び以下本条）」に改め、同項第三号中「翌年度（以下本条）を「翌年度（以下この号）」に、「新設大規模償却資産（以下本条）を「新設大規模償却資産（次項及び以下本条）」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

第三百五十二條第一項を次のように改める。

区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該区分所有に係る家屋の建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分（以下この条及び次条において「専有部分」という。）に係る同法第二条第二項に規定する区分所有者（以下固定資産税について「区分所有者」という。）は、第十条の二第二項の規定にかかわらず、当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税額を同法第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項）について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合により按分した額を、当該各区分所有者の当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

第三百五十二條第二項中「前項の場合又は区分所有者全員に属する共用部分がない場合において」を削り、「家屋の共用部分」を「家屋の建物の区分所有等に関する法律第二条第四項に規定する共用部分（以下この項及び次条において「共用部分」という。）に、「建物の区分所有等に関する法律第十一条ただし書の共用部分」を「同法第三条に規定する一部共用部分」に、「同項ただし書」を「同法第十一条ただし書」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項において「居住用超高層建築物」という。）に対して課する固定資産税については、当該居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、第十条の二第一項及び前項の規定にかかわらず、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項）について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合により按分した額を、当該各区分所有者の当該居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付する義務を負う。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合）には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じを全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第三百五十二條の二第一項中「本項」を「この項」に、「において」を「に」に、「によつてあつた」を「により按分した」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「において」を「次条第二項」を「には」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「において」を「に」に、「によつてあつた」を「により按分した」に改め、同条第五項中「あつた」を「按分する」に、「によつて当該」を「により当該」に、「条例の」を「条例で」に、「あつた」を「に」に改め、同項第十九号中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削る。

「按分の」に、「によつてあつた」を「により按分した」に改め、同条第六項中「本項」を「この項」に、「において」を「に」に、「あつた」を「に」に、「によつて当該」を「により按分した」に改める。

（震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額）

第三百五十二條の三 市町村は、震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が区域内に当該震災等の発生した日から被災年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る固定資産税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

第三百六十四條第三項中「において」を「に」に、「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「において」を「に」に、「又は」を「又は」に、「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「によつて」を「により」に、「本条」を「この条及び次条第一項」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「において」を「に」に改め、同条第十項中「において」を「に」に、「あつて」を「併せて」に改める。

第三百八十一條第一項中「によつて」を「により」に、「あつては、当該各項」を「には、これら」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「これら」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「あつては」を「には」に改め、同条第六項中「前各項」に、「外」を「ほか」に、「又は」を「又は」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「課する場合においては」を「課する場合に」に、「によつて」を「により」に改める。

第三百八十九條第一項中「とする」及び「前条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「又は」を「又は」に、「第三百四十九條の三の二」を「第三百四十九條の三の二又は第三百四十九條の三の四」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「においては」を「に」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「において」を「に」に改め、同条第五項中「前条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に、「において」を「に」に改める。

第三百九十六條の四第二項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第四項及び第五項中「第三百八十八條第一項の」を削り、「によつて」を「により」に改め、「同項」を削る。

第三百八十八條第二項の二中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第五條第三項第一号」を「第五條第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「同法第二條第二項に規定する工業等」を「同条第一項に規定する実施計画に定められた同条第二項第二号に規定する導入すべき産業の業種に属する事業」に、「事業」を「もの」に改め、同項第十九号中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削る。

らの事業以外の事業に、「政令で」を「政令で」に、「以下」を「以下」に、「当該法人を」を「当該法人」に、「の課税標準額」を「に係る課税標準額の総額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号口に定める分割基準

二 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 第三項第二号イに定める分割基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準 10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

第七十二条の五十四第二項中「において」を「には」に、「の定める」を「で定める」に、「以下」を「により」に、「第七十二条の四十八第四項第三号本文」を「第七十二条の四十八第四項第一号本文」に改め、同条第三項中「において」を「には」に、「以下」を「により」に改め、同条第四項中「以下」を「により」に、「において」を「には」に改め、同条第六項中「において」を「には」に改め、同条第七項中「において」を「には」に、「以下」を「により」に改める。

第七十二条の五十七の二第一項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法）の下に」第四十条の三の第三項又は「を」を加え、「を」をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る）を「以下この項において同じ」をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という）又は「を」を「若しくは」に改め、「租税特別措置法第四十条の三の第三項の規定の適用がある場合の申立てに限る。」を削り、を「次条において「租税条約に基づき申立てが行われた場合」を「次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「租税特別措置法第四十条の三の第三項第一号」を「同法第四十条の三の第三項第二号第一号」に、「あつては」を「には」に改める。

第七十二条の五十七の三第一項から第三項までの規定中「租税条約に基づき申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に改める。

第七十二条の六十三の四第一項中「課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準」を「課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数（第七十二条の五十四第二項に規定する従業者の数をいう。以下この項及び次項において同じ）」に、「において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準」を「において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数」に改め、同条第二項中「分割基準」を「事務所若しくは事業所の数」に改める。

第七十二条の百十一の二「輸入地」の下に「若八納税地」を加える。

第七十三条の四第一項中「において」を「には」に改め、同項第三十七号中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第一十一条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第七十三条の十四第十一項から第十三項までの規定中「二分の一」の下に「を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」を加える。

第七十三条の十四第十一項から第十三項までの規定中「二分の一」の下に「を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」を加える。

第二百九十二条第一項第四号中「以下」を「により」に改め、「第七項を除く。」の下に「第四十二条の十一の三（第一項、第四項及び第七項を除く。）を加え、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八條の十五の五」を「第六十八條の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十一」第七項を「第六十八條の十一」第五項に、「又は第六十八條の十五の四第五項」を「第六十八條の十五の四第五項又は第六十八條の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「において」を「には」に改める。

第三百三十三條第三項中「第三百七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定配当等申告書（以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百七條の二第一項の規定による申告書

二 第三百七條の二第二項の規定による申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第三百三十三條第十五項中「第三百七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定株式等譲渡所得金額申告書（以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百七條の二第二項の規定による申告書

二 第三百七條の二第三項の規定による確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第三百三十四條の三第一項中「百分の六」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三百三十四條の六及び第三百三十四條の七において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の八）を加える。

第三百三十四條の六第一号中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）を加え、同号イ中「において」を「には」に改める。

第三百三十四條の七第一項中「百分の六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）を加え、「に」を「には」に改め、同条第二項中「五分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）を加え、同条第五項中「同項第四号」を「第四号」に、「以下」を「により」に改める。

第三百三十四條の九第一項中「第三百三十三條第十三項の申告書」を「第三百三十三條第十三項に規定する特定配当等申告書」に、「第二章第一節第五款」を「前章第一節第五款」に、「同条第十五項の申告書」を「同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「第二章第一節第六款」を「同節第六款」に改める。

第三百三十一條の七の十二第一項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法）の下に」第四十条の三の第三項又は「を」を加え、「を」をした場合（市町村民税の納税義務者（所得税法第二條第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約の規定に基づき当該納税義務者に係る）を「以下この項において同じ」をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という）又は「を」を「若しくは」に改め、「（租

参考

(抜 粋)

地方税法及び航空機燃料費と税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二号

地方税法及び航空機燃料費と税法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「合資会社」の下に「及び監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六に」を「第二条第十二号の五の二に」に、同条第十二号の六に「を」同条第十二号の五の二に「に」同条第十二号の六の二に「を」同条第十二号の五の二に改める。

第二十三条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。」の下に「第十二条の十一の三、第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。」を加え、「第四十二条の四」を「第四十二条の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一、第七項」を「第六十八条の十一、第五項」に、「又は第六十八条の五の四、第五項」を「第六十八条の五の四、第五項又は第六十八条の五の五、第五項」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「次款第三目」に、「においては」を「には」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定配当等申告書」に、「も及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条第十五項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「も及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)